

オサマ・ビンラディン殺害直後の米国では、当時「ビンラディンが非武装だった」との報道直後から、生きた身柄を拘束するより殺害することが目的だったのかどうか、パキスタン政府が襲撃の事実を事前に知っていたのかどうかなど様々な疑問が提起されるようになった。また、本掲示板でも議論されているように、一般的な米国民の批判として、「殺すより身柄を拘束して、法の裁きを受けさせるべきであった」という意見、および「他国領土への無許可侵入は主権侵害ではないか」というような意見が圧倒的に多かったことだ。この2点については、世論が分かれているが、オバマ大統領は当然ながら「合法的である」と主張している。

5月20日、複数のメディアに紹介された報道によると、元米国海軍戦艦の将校であり、現在国際法の教授でもあるデイビット・グレイジア氏は、基本的には、この二つの論点は、「法律執行の問題として取り組むのか、あるいは現行の戦争（テロに対する戦争）として取り込むのかどうかで法の解釈は異なる」と述べている。まず、人権法の基準から判断されるべきであるとの意見に対し、グレイジア教授は、「国際法は、外国の領土でその国の同意のない法の執行を禁じており、捕虜として拘束することが義務であり、自己防衛の目的以外は、致命的暴力を駆使することは違法であり、特に、非武装の個人を故意に殺害することは、法的には殺人に等しい」とする一般的論点について、「9・11後の反テロリズムの戦争は国際的に認められた選択であり、当時直接関与した人物に対しては軍事力の行使が認可されているというのがホワイト・ハウスの立場である」と説明している。

グレイジア教授は「米国は、アルカイダに対して、実際に軍事力を行使する法的権威がある。従って、ビンラディンの殺害については、物理的に無能であるか、または負傷して戦闘力を失い、自ら降参しない限り、敵の戦士および指揮官を戦場で殺すことは許可されている軍事紛争の法律によって評価されるべきである。4つの法的要点に戦争の原理が満たされている限り、戦場から離れた場所で行われた殺害、または、敵が能動的に抵抗していない事態は法的には無関係である」と述べている。教授によると、その法的要点のひとつは、軍事力行使の必要性である。この場合、戦争を成功裏に終わらせるという目的が鮮明であり、戦争に関する他の法律に従う必要がある。しかし、単なる報復のための殺害は、戦争法の規定に違反する。二つ目は、保護すべき一般市民と、軍事力を行使する標的との区別が明確にされ指令されていることである。3つ目は、軍事標的の襲撃で一般市民が犠牲になった場合、予期した軍事的利点に対して、その被害はわずかであること。4つ目は、襲撃は意図した標的にさえ不必要な苦痛を与えないため、禁止されている武器や手段を用いないなど人道的であることが含まれる。

「ビンラディン殺害に関して公表された報告は、以上の基準に適合している。公的にアルカイダの指導者として認識されていた彼の死亡は、今後のアルカイダの効力に不利な

影響があるため、テロに対する紛争は短期化されるべきである。婦人や子供たちへの危害を避けるため、建物上空からの破壊的な爆破より、指揮体制での急襲を選択したその努力は、上記の2つ目と3つ目の条件を反映している。一方、通常兵器の使用は、戦争法の原理を応用した場合、提起されるべき人道的問題は存在しない」としている。

次に、主権国家の侵害に関する論点で、グレイジア教授は、「パキスタンでの襲撃は次の3点を基盤に正当化されたはずであると述べている。仮にパキスタンが米国のアルカイダとの紛争に中立的な立場であれば、パキスタンは、一方が他方に損害を与えるためにその領土が利用されることを防ぐ義務があるが、この義務の履行が不可能であるか、またはその意思がない場合、その領土内で深刻且つ一刻も猶予を許さない脅威に対し、国際法は被害者に制限を定めた自己防衛を許可している」と解説している。グレイジア教授は、現実的にはパキスタン政府は「アルカイダの庇護を否定する能力の無さを認識しており、米国の狙撃行動を内密に認可していた」ことを2つ目の可能性としてあげている。

また、「パキスタンがアルカイダと戦うため実際に米国と同盟を結んでいたのであれば、米国は、共同交戦国としてパキスタン領土で、軍事行動を起こすことはあり得る。実際、写真でも紹介されている通り、パキスタン上空から米国のヘリコプターが軍事行動を開始したため、奇襲を米国に許可していなかったとパキスタンが公的に否定していることは非現実的である」としている。ビンラディン殺害についての批判は、最初パキスタンの軍隊が始めたことであり、民間の指導者が主権国への侵害を抗議することより、むしろ、自国の軍部施設に近いビンラディンの私邸上空で米国のヘリコプターを検波できなかったとされている無能力さに白熱した論議がなされている」と述べている。

グレイジア教授は、「現時点では合法的であるとも非合法であるとも言えない」と結論づけている。パキスタンは、テロとの戦いに協力するため、米国から経済援助を受けているが、米政府は、パキスタン政府を全面的に信頼していないため、事前に知らせなかったとの見方もある。パキスタンにはヒンズー教に反対するグループ、穏健派のイスラム教徒、インドとの戦争を奨励する過激派のイスラム教徒、他の急進派など、多くのグループが存在している。これらのグループの中には、タリバンを支持し、アフガニスタンでのタリバンの反乱兵を鼓舞し、西側諸国を攻撃する過激派が存在している。そのような政状のパキスタンで、米政府は、グアンタナモ湾収容所に拘束されている複数の重要なテロリストから、国際基準に適合しない拷問を通して得た情報をもとに、更なる情報収集のため、複数のCIAメンバーをアバタバットに派遣し、長期間安全な環境下でスパイ活動をさせていた事実は、パキスタンにも協力者がいたことを物語っている。

裁判に関しては、複雑な問題があるようだ。仮にビンラディンが捕虜となっていた場合、国際犯罪裁判所はオランダにあるが、裁判所が設立された2002年6月以降の犯罪の告

訴のみ有効であるため、ビンラディンが関与した9・11の同時テロは管轄外である。グアンタナモ湾収容キャンプでの軍事委員会による裁判の可能性についても、オバマ大統領自身が2009年にこの収容所を閉鎖する意向があったことや、今年の1月にはグアンタナモ湾収容所から本国への拘留者の移送を禁じる防衛認可法案に署名したことがどのように影響するか不明である。9・11の民間機を使った同時自爆テロは連邦犯罪として、米国の連邦裁判の法廷で争われるべきであると考えるが、テロリストの拘留、移送、裁判に掛かる一切の資金は、2009年5月上院議員によりブロックする法案が可決されており、著しい危険人物を米国の主要都市に拘留する準備があったとは思えない。冒頭に記した憶測も含めて、多くの疑問点が明白になるまでかなりの時間がかかることが予測されるため、以上述べた二つの重要な法的論争に対して、合法的または非合法の結論を差し控えたグレイジア教授に賛同するとともに、指摘どおり、テロに対する戦争は一刻も早く停止する必要があると考える。